

小樽市告示 第116号
令和 8年 3月 31日

経営管理権集積計画の公告

下記の森林について、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和8年(2026年) 3月31日

小樽市長 迫 俊 哉



記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	森林面積	森林所有者件数	筆数	経営管理権の始期	整理番号
1	小樽市塩谷4丁目	5.40 ha	1 件	1 筆	2026年 3月31日	集1
2	小樽市塩谷4丁目	0.64 ha	1 件	1 筆	2026年 3月31日	集2
3	小樽市塩谷4丁目	1.00 ha	1 件	1 筆	2026年 3月31日	集3
4	小樽市塩谷4丁目	0.44 ha	1 件	1 筆	2026年 3月31日	集4
5	小樽市塩谷4丁目	2.24 ha	1 件	3 筆	2026年 3月31日	集5
6	小樽市塩谷4丁目	0.56 ha	1 件	1 筆	2026年 3月31日	集6

2. 縦覧場所

- (1) 小樽市産業港湾部農林水産課
(小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館4階)
- (2) 小樽市ホームページ

3. 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が小樽市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。